

# 浦安市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



浦安市通学路検討会

平成 26 年 6 月

## 1 プログラムの目的

浦安市においては、毎年、各校（園）より報告された通学（園）路上の交通安全や防犯の観点から安全対策を要する箇所について、教育委員会（保健体育安全課）および市関係各課による通学路検討会を毎年2回開催し、通学（園）路の安全対策について協議するとともに、現地診断及び必要な安全対策を講じています。

平成24年度においては、館山市などで発生した一連の交通事故を踏まえ、本市においても教育委員会・道路管理者及び警察、学校関係者等による通学の合同全点検を実施し、交通安全及び防犯の観点から点検を行うとともに必要な安全対策を講じたところです。

この度、本市における通学（園）路の安全対策の更なる推進のため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組について「浦安市通学路交通安全プログラム」として整理し、本市通学路検討会を中心に児童・生徒・園児が安全に通学（園）できるよう通学（園）路の安全確保を図っていきます。

## 2 推進体制について

### （1）通学路検討会

#### ①検討会の目的

- 学校（園）が届け出た通学（園）路の安全を確認する。
- 通学（園）路の交通安全及び防犯上配慮を要する箇所について、必要な安全対策について協議する。

#### ②構成メンバー

名 称	業 務 内 容
教育委員会保健体育安全課	学校安全全般（小・中学校、幼稚園）
市民経済部市民安全課	交通安全全般（安全対策・安全指導）に関する業務 防犯意識の普及、安全・安心なまちづくり等に関する業務
都市整備部道路管理課	市道の認定・廃止・変更・占用許可等に関する業務
都市整備部道路整備課	市道・橋梁等の新設・改良・補修、街灯等に関する業務
都市整備部みどり公園課	公園及び街路樹の維持管理、緑化の普及等に関する業務
健康こども部保育幼稚園課	保育園・幼稚園に関連する業務

#### ③実施時期

- 毎年5月～6月・10月～11月 年2回程度

## (2) 通学路合同点検

### ①通学路合同点検の目的

- 学校関係者及び市関係課（通学路検討会）、県道管理者、警察署により、学校（園）が届け出た通学（園）路の安全を確認する。ただし、届け出の内容により、安全を確認する次の構成メンバーを拡充または縮減する（以下同様）。
- 通学（園）路の交通安全及び防犯上配慮を要する箇所について、必要な安全対策について協議する。

### ②構成メンバー

関係機関・学校関係者	
市立各小・中学校	校長、教頭、教員（交通安全対策協議会学校部会員等）
市立各小・中学校保護者	P T A 代表者
市内私学中学校関係者	東海大学付属浦安中学校
警察署	浦安警察署交通課
千葉県道路管理者	千葉県県土整備部葛南土木事務所
通 学 路 検 討 会	
教育委員会保健体育安全課	学校安全全般（小・中学校、幼稚園）
市民経済部市民安全課	交通安全全般（安全対策・安全指導）に関する業務 防犯意識の普及、安全・安心なまちづくり等に関する業務
都市整備部道路管理課	市道の認定・廃止・変更・占用許可等に関する業務
都市整備部道路整備課	市道・橋梁等の新設・改良・補修、街灯等に関する業務
都市整備部みどり公園課	公園及び街路樹の維持管理、緑化の普及等に関する業務
健康こども部保育幼稚園課	保育園・幼稚園に関連する業務

### ③実施対象 市内各小・中学校の通学路

### ④実施時期

- 毎年6月～7月 年1回

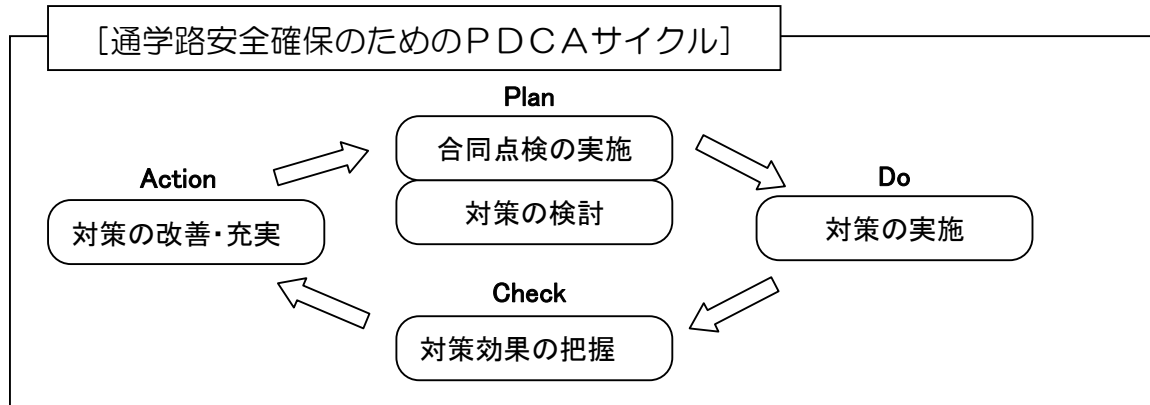
### ⑤実施方法

- 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路検討会において重点課題を設定し、合同点検を実施する。
- 小・中学校ごとに、学校、保護者、市関係課、警察等の関係機関が参加する点検を行う。
- 明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や防犯パトロール、交通安全及び防犯教育のようなソフト対策などの具体的な対策を検討する。

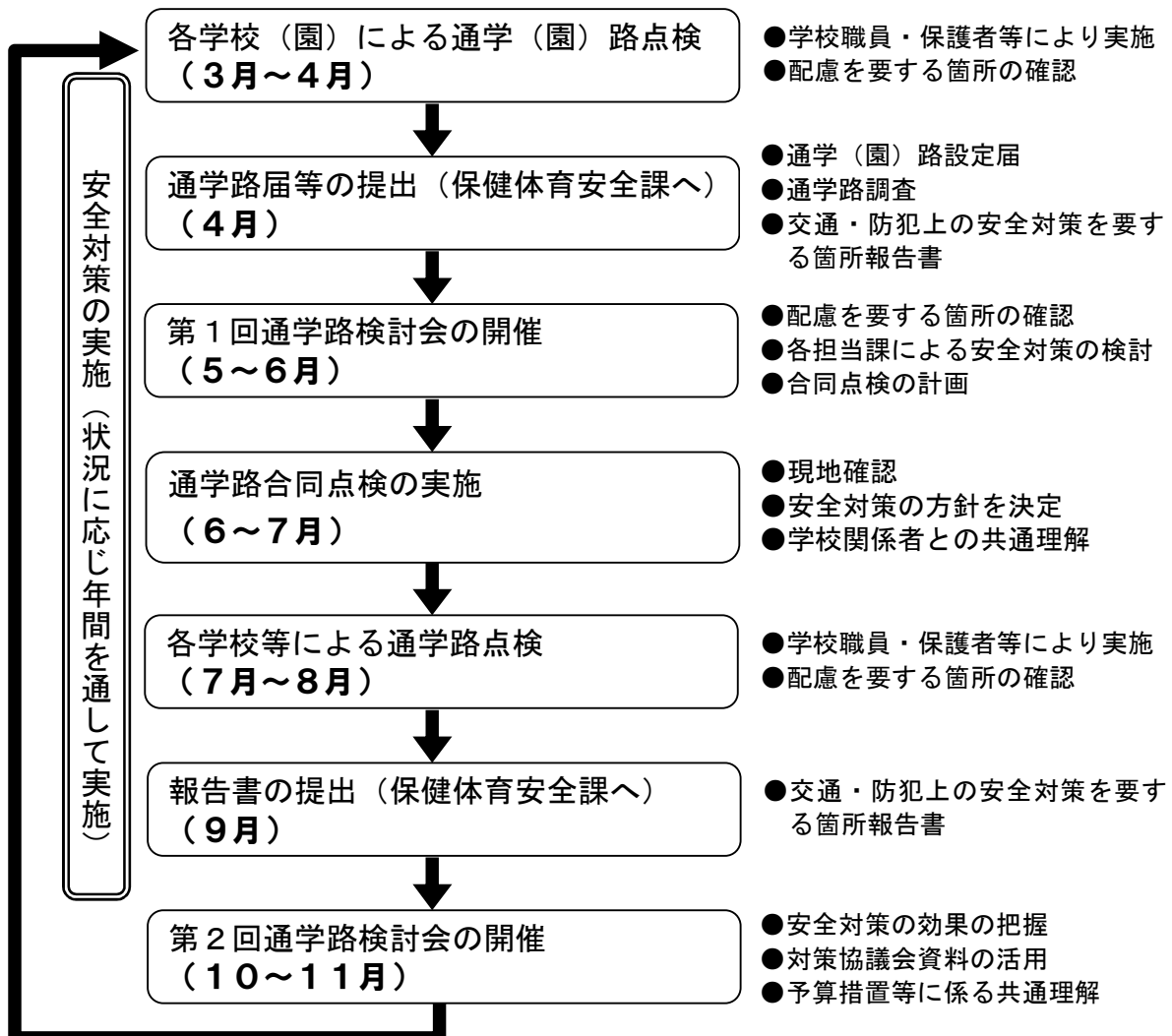
### 3 取組の方針について

継続的に通学路の安全を確保するため、必要に応じて合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

また、これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



#### (1) 通学（園）路の安全対策の主な流れ



## (2) 安全対策について

### ①対策の検討

各学校（園）による通学（園）路点検や合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や防犯パトロール、交通安全及び防犯教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

### ②対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

### ③対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施する。

- 保護者や地域住民へのアンケートの実施
- 現地確認 等

### ④対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

## (3) 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。

【公表場所】千葉県浦安市公式サイト（ホームページ）

「子ども・教育」→「学校教育について」→「学校安全対策」→  
「交通安全対策」→『小学校通学路の合同安全点検と安全対策の実施状況』

## 4 各学校（園）における通学（園）路の安全対策について

### （1）通学（園）路の設定

通学（園）路を設定する際には、「浦安市通学（園）路設定基準」に基づき、次の点を考慮して設定する。

- ① できるだけ歩車道の区別のある道路であり、また、区別がない場合は、次の点に注意する。
  - 自動車の交通量が比較的少ない。
  - 道路の幅員が園児・児童・生徒の歩行を確保できる状況にあること。
- ② 見通しの悪い危険箇所がない。
- ③ 横断箇所に横断歩道、信号機などが設置されているか、もしくは警察官等による誘導が行われている。
- ④ 人通りが比較的多く、地域の人々の注意が向きやすい。

### （2）通学（園）路の届出について

- ① 各学校（園）は、通学（園）路を設定し、毎年4月末までに通学路設定届出書（様式1）に関係図面を添えて教育委員会に提出する。  
なお、通学（園）路の状況を把握するため、毎年、年度初めに調査を行い、通学（園）路図に合わせて表示して報告する。
- ② 各学校（園）は、通学（園）路を廃止し、または変更したときは、直ちに通学路変更（廃止）届出書（様式2）に関係図面を添えて教育委員会に提出する。

### （3）通学（園）路の点検と対応について

- ① 各学校（園）において設定した通学（園）路については、随時点検を行い、不備な点については、直ちに文書で教育委員会へ報告する。
- ② 交通量、道路状況等の変化により、通学（園）路に危険が生ずると思われる場合には、その旨調査資料等を添付の上、教育委員会に報告し、協議のうえ変更の措置を講ずること。

## 5 各学校（園）における交通安全教育

学校（園）における交通安全教育については、園児・児童・生徒の自己管理が極めて重要であるため、通学路の点検と計画的な安全指導を関連付けながら、具体的な場面・対応等を例示しつつ指導の充実を図ります。

### （1）交通安全指導

学校（園）安全計画に基づき、学校教育活動全体を通して発達段階に応じた指導を行う。

#### 【交通安全に関する指導内容】

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにする。

- 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- 交通機関利用時の安全な行動
- 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- 二輪車の特性の理解と安全な利用
- 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- 交通法規の正しい理解と遵守
- 運転者の義務と責任についての理解
- 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する配慮
- 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力

（H22.3 文部科学省「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 P33 抜粋）

### （2）関係機関との連携による交通安全指導

市関係課や関係機関と連携のもと、交通安全教室、自転車安全教室なども積極的に開催し、安全指導の充実を図る。

#### ①交通安全教室

- 対象：幼稚園児、小学1年生
- 内容：信号機の色の意味や正しい横断歩道の渡り方など
- 指導者：市市民安全課、浦安市交通安全協会

#### ②自転車安全教室

- 対象：小学3・4年生、中学生
- 内容：自転車の運転マナーや正しい走行など
- 指導者：市市民安全課、浦安警察署、浦安市交通安全協会

## 6 各学校（園）における防犯教育

登下校時の児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会をとらえて危険予測能力や危機回避能力を身に付けさせることが必要であるため、具体的な場面を設定し、実践的な対処方法などを例示するなど指導の充実を図ります。

### （１）防犯指導

学校（園）安全計画に基づき、学校教育活動全体を通して発達段階に応じた指導を行う。

#### 【防犯に関する指導内容】

日常生活で起こる事件の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

- 学校生活や学習時における危険の理解と安全確保
- 始業前や放課後等休憩時間及び清掃時間等における危険の理解と安全確保
- 登下校（園）や家庭生活などにおける危険と安全確保
- 事故発生時の通報と応急手当
- 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- 携帯電話やコンピューター等の情報ネットワークの活用による犯罪被害の防止と適切な利用の必要性

（H22.3 文部科学省「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 P32 抜粋）

### （２）関係機関との連携による防犯指導

市関係課や関係機関と連携のもと、連れ去り防止教室なども積極的に開催し、安全指導の充実を図る。

#### ①連れ去り防止教室（防犯教室）

- 対象：小学1年生
- 内容：子どもたちが不審者から身を守るための心構え「いかのおすし」（知らない人についていかない・知らない人の車にのらない・おきな声を出す・すぐ逃げる・知らせる）や行動など
- 指導者：市市民安全課、浦安警察署



## 変更履歴

平成 26 年 6 月	策定
平成 30 年 10 月 24 日	市の組織再編に伴う部署名の変更
令和元年 10 月 7 日	自転車安全教室の内容に中学校の実施内容を追記 →令和 2 年 3 月 16 日 追記を削除
令和 2 年 3 月 16 日	交通安全対策協議会解散に伴う安全対策の主な流れ の記載内容等の変更